

54 Golf Range 利用規約

第1条(適用及び目的)

1. 本規約は、フィフティフォー・ゴルフ・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます)が運営するインドアゴルフ施設「54 Golf Range(54 ゴルフレンジ)」(以下「本施設」といいます)の利用に関する条件を定めるものです。
2. 本施設は、会員のゴルフ技術の向上と健康維持、及び品格ある会員相互の交流と友好を深めることを目的とします。

第2条(会員制・入会資格)

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設の入会資格は、以下のすべての項目を満たす個人及び、別途当社と利用契約を締結した法人、組合その他、団体・組織の構成員に限ります。
 - (1) 本規約に同意し、これを遵守できる方。
 - (2) 当社が定める利用料金を支払うことができる方。
 - (3) 暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に該当しない方、またはそれらと関係を有しない方。
 - (4) 医師から運動を禁じられていない方。
 - (5) 18歳以上の方。
 - (6) その他、当社が会員として適当であると認めた方。
3. 会員は、複数の利用プランを契約することができます。会員は、契約した利用プランのうち一部を、自らの親権に服する18歳未満の子(以下「未成年利用者」といいます。)に利用させることができます。会員は、未成年利用者及び届出付添人(次項に定めます。)による本施設の利用に関する一切の行為について自己の行為とみなされることを承諾し、これらの者による本規約違反その他本施設の利用に起因して当社または第三者に生じた損害について、一切の責任を負うものとします。
4. 本施設の利用に関する学年及び時間帯の制限は、次のとおりとします。
 - (1) 高校生以下の方は、深夜時間帯(午後10時から翌午前5時までをいいます。)において、本施設を利用することはできません。同伴者の有無は問いません。
 - (2) 小学生以下の方は、常に、親権者である会員または届出付添人(会員が未成年利用者の施設利用を補助するためにあらかじめ当社所定の方法により届け出た18歳以上の者であって、当社が承認した者をいいます。)の同伴がある場合に限り、本施設を利用することができます。
 - (3) 高校生の方は、深夜時間帯を除く時間帯において、単独で本施設を利用し、またはレッスンを受けることができます。
 - (4) 中学生の方は、有人時間帯(午前10時から午後6時までをいいます。)において、単独で本施設を利用し、またはレッスンを受けることができます。有人時間帯及び深夜時間帯を除く時間帯において本施設を利用する場合は、親権者である会員または届出付添人の同伴を必要とし、同伴の有無を問わず午後8時までに本施設の利用を終了するものとします。

(5) 前各号における「小学生」「中学生」「高校生」の別は、原則として在学する学校の区分によるものとしますが、就学していない方については、小学生に相当する年齢(12歳以下)、中学生に相当する年齢(13歳以上15歳未満)、高校生に相当する年齢(15歳以上18歳未満)の区分により判定するものとします。

第3条(入会手続き)

1. 入会を希望する方は、当社が指定するWebサイト等から所定の申込を行い、当社の審査を受けるものとします。
2. 当社の審査ののち、入会金及び所定の会費等の支払いが完了した時点で会員資格を取得するものとします。
3. 会員が未成年利用者に本施設を利用させようとする場合、当該会員は、当該未成年利用者の親権者であることを誓約するとともに、第2条に定める会員の責任を確認する所定の同意書に署名(電子的方法によるものを含みます。)した上で、当社所定の手続きを行うものとします。
4. 当社は、届出付添人として不適当と判断した場合には、その登録を拒否し、または取り消すことができます。会員は、届出付添人に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
5. 会員資格及び入館用のセキュリティ権限(アプリ、QRキー等)は本人のみが利用でき、第三者への貸与、譲渡、名義変更はできません。ただし、第2条に定める未成年利用者及び届出付添人による利用は、この限りではありません。

第4条(利用料金・支払い)

1. 会員は、当社が別途定める入会金、月会費または年会費、各種利用料等を、指定の期日までにクレジットカード決済等、当社が定める方法で支払うものとします。年会費は、月会費1年分に相当する金額を一括で前払いいただくものとします。
2. 納入いただいた入会金、月会費または年会費等は、実際の利用の有無に関わらず、原則として返還いたしません。ただし、第10条に定める場合は、この限りではありません。
3. 当社は、経済情勢の変動等により、月会費、年会費等の金額を改定することができます。その場合、事前に会員へ告知するものとします。

第5条(施設利用・予約・キャンセル)

1. 本施設の利用は、事前予約制とし、当社が指定する予約システムから予約を行うものとします。予約は「レッスン予約」と「打席予約」に区分します。
2. レッスン予約は、利用日の前日までに、予約システム上で行うものとします。ただし、レッスン予約の変更またはキャンセルについては、次項に定める期限までに手続きが完了する場合に限り、利用日当日であっても行うことができるものとします。
3. 打席予約は、利用開始時刻を過ぎた後であっても、当日中であれば空き状況に応じて受け付けます。
4. レッスン予約の変更・キャンセル、及び打席予約のキャンセルは、いずれも利用開始時刻の2時間前までに、予約システム上で手続きを完了するものとします。当該期限を過ぎたキャンセルや無断キャンセルについては、レッスン予約・打席予約を問わず、利用枠の消化(実質的にキャンセル料相当の扱い)とみなすほか、度重なる場合は予約制限等のペナルティを科す場合があります。
5. ご利用時間には、準備及び片付けの時間も含まれます。終了時刻の5分前までには片付けを済ませ、速やかに退室してください。

6. 当社は、設備、営業時間、提供サービス、利用方法等を必要に応じ変更できるものとします。
7. 当社から会員への通知は、電子メール、アプリ通知、会員サイト又は施設内掲示その他当社が適当と認める方法により行います。

第6条(禁止事項)

会員は、本施設内において以下の行為をしてはなりません。

- (1) 所定の打席幅を越えるスイングや、前方スクリーン以外の方向へのスイング等、危険を伴う行為。
- (2) 施設内での喫煙、飲酒、及び酒気を帯びた状態での利用。
- (3) 本施設の設備、備品(シミュレーター、貸出クラブ等)の持ち出し、または故意による破壊、設定の変更。
- (4) 当社の許可のないレッスン行為(営利目的の指導等)や、他の会員への迷惑となる声掛けや指導。
- (5) 他の利用者、同伴者、または当社スタッフに対する暴言、威圧的な言動、ハラスメント行為。
- (6) 無許可の営業活動、宗教・政治活動、勧誘行為。
- (7) 予約者以外の無断入室(第2条に定める届出付添人に関するルールを遵守しない行為)。
- (8) 練習等、本来の予約目的を伴わない、宿泊または仮眠を目的とした施設の使用。

第7条(退会・休会・プラン変更)

1. 【退会】会員が退会を希望する場合は、退会を希望する月の前月5日までに所定の手続きを行うことで、当該月末日での退会が可能です。前月6日以降に手続きを行った場合、退会は翌々月末日の適用となり、それまでの間の会費(前月分、当月分及び翌月分)が発生します。
2. 【休会・プラン変更】休会またはプランの変更を希望する場合も、希望する月の前月5日までに所定の手続きを行うことで、希望する月の1日から適用されます。前月6日以降に手続きを行った場合、適用は翌々月1日からとなり、それまでの間は通常の会費が発生します。
3. 休会期間中は、システム管理費(休会費)として、特定商取引法に基づく表記に定める金額を申し受けるものとします。休会期間は1回につき最長2か月とし、期間満了後は翌月から自動的に休会前のプランへ復帰し、通常の会費の請求を再開します。休会の継続または退会を希望する場合は、復帰予定月の前月5日までに再度所定の手続きを行うものとします。
4. キャンペーン適用等により最低継続期間の定めがある場合、当該期間内の解約については、当社が別途定める違約金が発生する場合があります。休会期間は、当該最低継続期間の算定には含めません。
5. 会費等の未納がある場合は、滞納分を完納するまで退会・休会・プラン変更の手続きは受理されません。

6. 退会または休会の手続きが完了するまでは、本施設の利用の有無にかかわらず、通常の会費が発生します。

第8条(会員資格の喪失・除名)

会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は事前の通知なく会員資格を一時停止、または除名することができます。

- (1) 会費その他の支払いを2か月以上滞納した場合。
- (2) 本規約、その他当社の定めるルールに違反した場合。
- (3) 本施設の名誉や信用を著しく傷つけた場合。
- (4) 入会時の申告において虚偽があった場合。

第9条(免責及び損害賠償責任)

1. 当社は、本施設の利用又は利用不能に関連して会員(未成年利用者及び届出付添人を含みます。以下本条において同じ。)に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、何らの責任を負わないものとします。当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任は、当該会員に現実生じた通常かつ直接の損害に限られるものとし、逸失利益、間接損害、特別損害、拡大損害その他予見の有無を問わず通常生ずべき範囲を超える損害については、賠償責任を負わないものとします。
2. 会員は、自己、未成年利用者又は届出付添人の責めに帰すべき事由により、本施設の建物、設備、什器備品、シミュレーター機器、貸出クラブその他本施設に設置又は備付けられた物品を汚損、毀損、滅失若しくは故障させた場合、又は他の会員、同伴者、当社スタッフその他の第三者に損害を与えた場合には、当社又は当該第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。この場合の損害には、修理費、交換費、原状回復費、営業停止又は利用制限に伴う損害、第三者からの請求への対応に要した費用、弁護士費用その他合理的に必要なとなった費用を含むものとします。

第10条(施設の休業及び閉鎖)

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由により本施設の全部又は一部の営業を継続することが不可能又は著しく困難となった場合には、本施設の全部又は一部を休業若しくは閉鎖し、又は営業時間の変更その他必要な範囲で本施設の利用を制限することができます。また、本施設の全部を閉鎖する場合その他本サービスの提供を終了する場合には、会員との利用契約を終了することができます。
 - (1) 施設の点検、保守、改修(法令に基づくものを含みます)を行う場合。
 - (2) 法令が制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けた場合。
 - (3) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生した場合。
 - (4) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと当社が判断した場合。
 - (5) 著しい社会・経済情勢の変化があった場合。
 - (6) 感染症のまん延防止その他公衆衛生上の要請がある場合。
 - (7) 本施設の用に供する建物に係る賃貸借契約の終了、建替え、取壊しその他これらに準

ずる事由により、本施設の移転または廃止が必要となった場合。

(8) その他、当社の責めによらない事由その他合理的な理由により営業継続が困難である場合。

2. 前項に基づき本施設の全部を閉鎖し、又は本サービスの提供を終了する場合であって、あらかじめその実施を予定することができるときは、当社は原則として3か月前までに会員に通知するものとします。その他の休業、利用制限又は一部閉鎖についても、あらかじめ予定することができる場合には、原則として1か月前までにその旨を会員に通知するものとします。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づく休業、利用制限、閉鎖又は利用契約の終了により会員に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。当社が損害賠償責任を負う場合については、第9条の定めに従うものとします。
4. 本条に基づき利用契約が終了した場合であっても、入会金は返還しないものとします。また、月会費その他月額で発生する利用料金については、既に発生し又は支払済みのものは返還しないものとします。ただし、年会費を一括して前払いしている場合には、利用契約終了日の翌日以降の未経過期間に対応する年会費相当額を月割計算により算出し、返還するものとします。

第11条(個人情報の取扱い)

当社は、会員の個人情報を別途定める「プライバシーポリシー」に従い、適切かつ安全に取り扱います。

第12条(規約の改定)

当社は、法令の変更、社会情勢の変化、本施設の運営上の必要性その他合理的な理由がある場合には、本規約を変更することがあります。変更後の内容及び効力発生日を当社ウェブサイトその他当社が適当と認める方法により周知した場合、効力発生日以後は変更後の規約が適用されます。

第13条(準拠法及び合意管轄裁判所)

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所(または東京簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【事業者情報】

社名: フィフティフォー・ゴルフ・マネジメント株式会社

代表者: 星野 豪史

店舗名: 54 Golf Range (54 ゴルフレンジ)

店舗所在地: 〒108-0023 東京都港区芝浦3-6-12 CADRE tamachi 2F

電話番号 : 03-4241-4942

Mail : info@54golfrange.com

制定日 : **2026年7月1日**